

新型コロナウイルス感染症対応として、日本学生支援機構が実施する制度について案内

「緊急特別無利子貸与型奨学金」について

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子奨学金の募集を行います。希望する学生は学生課窓口までお越しください。

□第二奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子(0.0%)にて貸与します。

□既に第一種奨学金も貸与を受けている奨学生についても「緊急特別無利子貸与型奨学金」については併用貸与の基準(人物・学力・家計)ではなく、第二種奨学金(有利子)の基準(人物・学力・家計)による選考を行います。

■対象学年：全学年

■対象者の要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

1. 第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること。
2. 現在、第二種奨学金を受けていない又は申し込んでいないこと。(令和4年度第二種奨学金予約採用候補者で進学届提出により採用となる予定の者も推薦対象となりません)
3. 家庭から多額の仕送りを受けていないこと。(年間150万円以上ではないこと)。
4. 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと。
5. 学生本人のアルバイト収入について、新型コロナ感染拡大の影響により大幅に減少したこと
(1)「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和4年度において新型コロナウイルス感染拡大の影響でアルバイト代が50%以上減少した。
(2)予定していたアルバイトにつけず、見込んでいた収入が得られなくなった。等

■貸与始期 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月(令和4年4月以降)を選択。

■貸与終期：令和5年3月までの貸与となります。(令和4年度限りの貸与となります)

■貸与金額：2万円から12万円(1万円単位で選択)

■提出書類

(1)「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」

貸与型奨学金「奨学金を希望する皆さんへ」(ピンクの冊子)に挿まれています。

(2)生計維持者の収入に関する証明書類

生計維持者の2021年度(2020年1月～12月分)の所得証明書類等。(ただし、9月以降に申し込む場合、2022年度(2021年1月～12月分)の所得証明書類。

なお、2020年1月2日以降(9月以降に申し込む場合、2021年1月2日以降)に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合は家計急変後の給与明細(直近3か月分)等。

(3)アルバイト収入減等の証明書

給与明細、預貯金通帳の写し等(令和4年4月以降の減少する前と減少した後の2か月分)。証明書類の提出が難しい場合は、申告書(様式事由)に出せない旨を記入し提出。(万が一虚偽申請があれば返金を求める場合があります。)

(4)その他、スカラネット入力下書き用紙、本人名義の通帳のコピー等。窓口で案内します。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類の記入には黒のボールペンで記入してください(消せるペン・鉛筆等は不可)。
- ・記入内容に訂正が生じた場合は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を必ず押印してください。

■申込締切

令和4年12月8日(木)

■その他

- ・基本的には、申込完了後翌々月の振込になります。(ただし、日本学生支援機構の審査によっては、翌々月より以降になる場合があります。)
- ・採用の可否は奨学金の振込にて確認してください。

■提出先・問い合わせ先

〒981-8585 仙台市泉区虹の丘1-18-2

東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 学生課

(Tel 022-272-7520)